

愛媛県社会的養育推進計画 概要版 (案)

令和7年 月

基本方針



社会的養育において優先的に考慮すべきは、こどもの最善の利益であることを共通認識とし、こどもの安全確保を最優先とした上で、家庭支援を図るとともに、代替養育が必要な場合には、里親やファミリーホーム、施設、市町等の関係機関の協力の下、家庭養育優先原則を念頭に、こども一人ひとりの意向を踏まえた方針決定ができる体制を整備する。

④・⑫新規項目

策定項目

- ① 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- ② 当事者であるこどもの権利擁護の取組
(意見聴取・意見表明等支援等)
- ③ 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- ④ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- ⑤ 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
- ⑥ 一時保護改革に向けた取組
- ⑦ 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
- ⑧ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- ⑨ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ⑩ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ⑪ 児童相談所の強化等に向けた取組
- ⑫ 障害児入所施設における支援

計画期間

▶ 令和7(2025)～令和11(2029)年度

主な目標値

目標値を引き上げ

▶ 里親等委託率

(代替養育を必要とするこどものうち、里親・ファミリーホームに委託されたこどもの割合)

国目標値：乳幼児75%以上、学童期以降50%以上 (単位：%)

年齢区分	現況値※	R7	R9	R11
3歳未満	29.6	46.2	64.0	83.3
3歳～就学前	38.8	46.5	58.5	76.9
学童期以降	29.4	29.9	39.2	51.7
全体	30.5	32.2	42.3	55.7

※現況値は令和5年度末時点

こどもの最善の利益の実現を最優先に考慮する。
数値目標達成のために機械的に代替養育の環境を決定するものではありません。

愛媛県社会的養育推進計画の全体像

出生

出生前から社会的自立まで切れ目ない支援の取組

自立

家庭維持のための予防的支援・家庭復帰後の親子支援

市町要保護児童
対策地域協議会

要対協
を活用

市町
【こども家庭センター】

- ・子育て支援サービスの提供
⇒家庭支援事業の充実
- ・要保護児童等の支援
⇒サポートプランの策定

こどものパーマネンシー保障

家庭復帰が極めて困難なケース
・親族による養育や
特別養子縁組の推進

予期せぬ妊娠 等

特定妊婦等

- ・母子保健
- ・助産実施

- ・里親の開拓から研修、マッチング、相談支援、自立支援まで包括的な里親支援

里親支援
センター



(家庭養育の推進)

- ・委託可能な養育里親の開拓
- ・養育スキルアップに向けた研修

里親
ファミリーホーム

(できる限り良好な家庭的環境での養育)

▼代替養育を必要とするこども数(見込)
R5年度：487人→R11年度：436人

- ・小規模かつ地域分散化の推進
- ・高機能化や多機能化・機能転換の推進
施設の専門性を活かした支援展開

乳児院
児童養護施設
障害児入所施設

社会的養護自立
支援拠点事業所/
自立援助ホーム

- ・自立支援、退所後支援 等

社会的養護
経験者等

県内の実情把握
(ニーズ調査)

保護者支援



こどもの権利擁護
(意見表明支援)

- ・社会的養育推進体制の強化
- ・ケースマネジメントの徹底

児童相談所
【県】

児童家庭支援
センター

- ・家庭や地域からの相談
- ・親子関係再構築支援
(里親の指導委託推進)

妊産婦等生活
援助事業所

- ・生活支援
- ・自立支援

ハイリスク妊婦等

こどもの安全確保・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく相談援助

1 基本的考え方

基本方針をベースに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを一層徹底していくため、令和4年改正児童福祉法を踏まえ、児童相談所や市町、里親・ファミリーホーム、施設等の体制整備を計画的に推進。

*パーマネンシー保障

こどもの最善の利益を図るための「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場」を保障すること。

2 推進項目（柱）

- I 虐待の未然防止と親子関係再構築支援
- II 代替養育を必要とするこどものニーズに応じた適切な支援
- III 当事者であるこどもの権利擁護



計画の内容

「代替養育を必要とするこども数の見込み」

(単位：人)

年度		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
20歳未満人口推計 ※1		193,345	188,517	184,138	179,759	175,381	171,002
代替養育を必要とするこども数 ※2		494	481	470	459	448	436
(内訳)	3歳未満	27	26	26	25	25	24
	3歳～就学前	44	43	42	41	40	39
	学童期以降	423	412	402	393	383	373

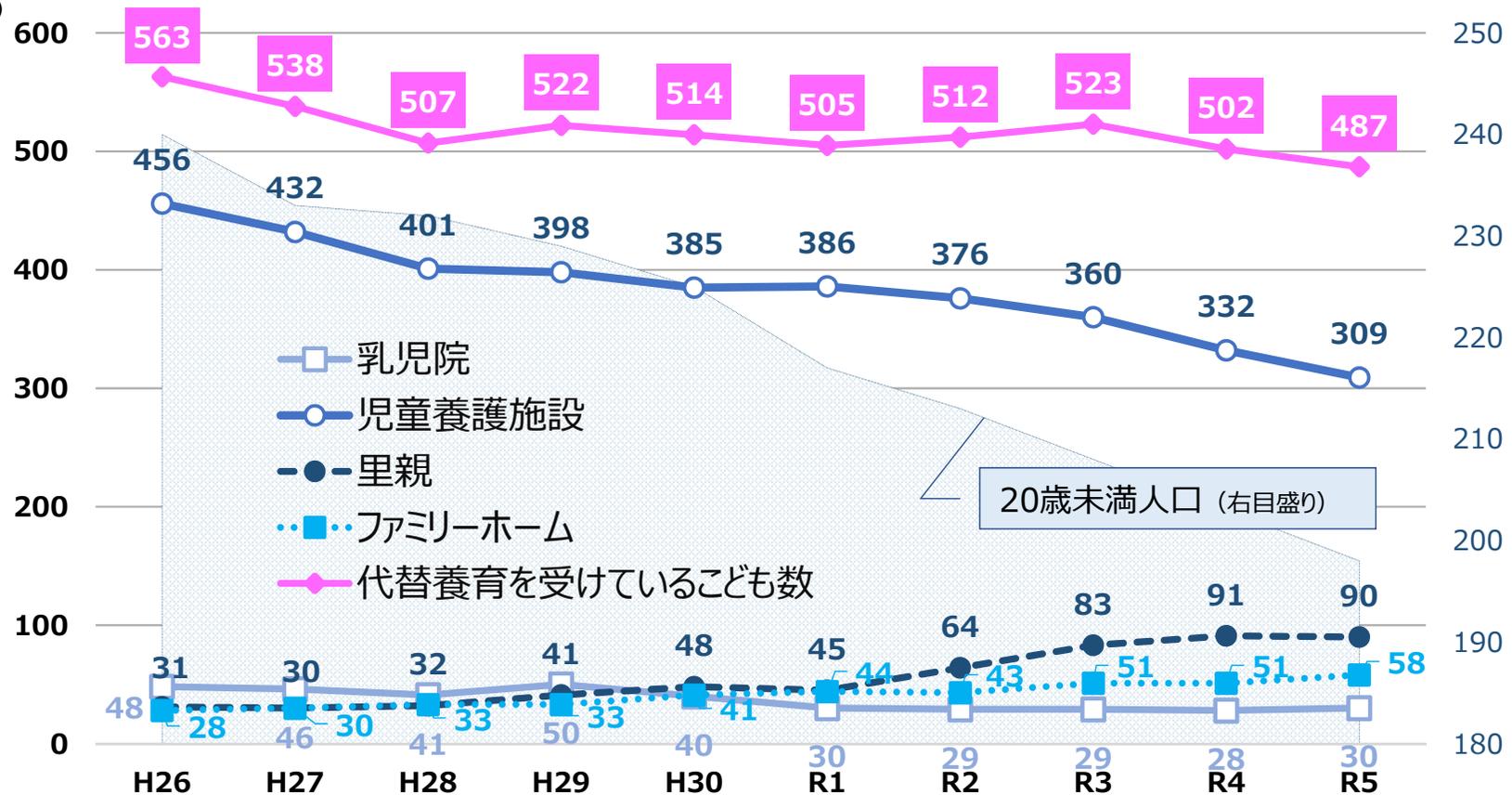
※1) 国立社会保障・人口問題研究所(令和5年推計)を基に作成

※2) 20歳未満人口に占める代替養育を受けているこども数の割合(過去5年平均:0.244%)を基に、潜在的需要を加味して算定

(単位：人)

(単位：千人)

代替養育を受けているこども数の推移



推進項目Ⅰ 虐待の未然防止と親子関係再構築支援



- 策定項目③ 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組
 策定項目④ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
 策定項目⑦ 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
 (うち親子関係再構築支援の取組)

項目	主な内容	地域資源の整備方針
③	<ul style="list-style-type: none"> 市町のこども家庭センター設置を促進するとともに、人材育成や家庭支援事業の充実を支援します。 民間の児童家庭支援センター設置を促進し、児童相談所の在宅指導委託を推進します。 	≪こども家庭センター設置市町数≫ 8市町 (R6) → 20市町 (R8) ≪児童家庭支援センターの設置数≫ 1施設 (R6) → 4施設 (R11) ☞松山、今治・上島、八幡浜・大洲圏域に新設
④	<ul style="list-style-type: none"> 予期せぬ妊娠等で困難を抱える妊産婦等に対し、市町等の関係機関と連携し、妊産婦等生活援助事業等を活用しながら切れ目のない支援に取り組みます。 	≪妊産婦等生活援助事業所数≫ 1施設 (R6) → 1施設 (R11) *現状維持 ≪特定妊婦等の支援関係職員への研修≫ 未実施 (R6) → R7～R11:各年度1回 (受講者数60名)
⑦	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所と市町が連携し、研修等により親子支援の専門性向上を図りながら、在宅支援や家庭復帰前後における親子関係再構築支援の充実・強化を図ります。 	≪親への相談支援等に関する児相職員への研修≫ 未実施 (R6) → R7～R9:各年度1回 [導入研修・専門研修 (受講者数延べ30名) ☞保護者支援プログラム資格取得者数 各年度10名

推進項目Ⅱ 代替養育を必要とするこどものニーズに応じた適切な支援

策定項目⑦ 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
(うち特別養子縁組等の推進)

策定項目⑧ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

策定項目⑨ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

策定項目⑩ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

項目	主な内容	地域資源の整備方針
⑦	・児童相談所のケースマネジメントを徹底し、特別養子縁組を一層推進するとともに、関係機関の相談支援体制を強化します。	≪児童相談所関与の特別養子縁組の成立件数≫ 8件(R5) → 6件(各年度)*過去5年平均
⑧	・県下全域での里親支援センターによる包括的な里親養育支援体制を構築し、里親等への委託を推進します。	≪里親世帯数≫ 322世帯(R5) → 526世帯(R11)*34世帯/年の増 ≪里親等委託率≫ 30.5%(R5) → 55.7%(R11)*国目標を達成
⑨	・各施設の実情を踏まえ小規模化・地域分散化を推進するとともに、養育の専門性を活かして高機能化及び多機能化、機能転換を推進します。	≪里親支援センターの設置数≫ 2施設(R6) → 3施設(R7) ≪児童家庭支援センターの設置数≫【再掲】 注：上記いずれも運営主体は社会福祉法人に限定しない
⑩	・社会的養護経験者等の実情を把握し、対象者の意思を最大限に尊重しながら、ニーズに合った支援が受けられるよう、関係機関が連携した切れ目のない自立支援に取り組めます。	≪社会的養護自立支援拠点設置数≫ 5か所(R6) → 5か所(R11)*現状維持 ≪児童自立生活援助事業実施か所数≫ 16か所(R6) → 19か所(R11)

計画の内容

《代替養育を必要とするこども数の年齢・措置先別の見込み》

- 代替養育を必要とするこども数の見込みを基に、各児童相談所において個々のこどもの状況（R6年6月現在）を踏まえ、里親等委託が望ましいと評価したこどもの割合【3歳未満：83.3%、3歳～就学前：76.9%】の達成を目指す。（単位：人）

年度		R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
乳児院	3 歳 未 満	16	14	12	9	7	4
	3 歳 ~ 就 学 前	10	9	7	7	6	5
	学 童 期 以 降	0	0	0	0	0	0
	計	26	23	19	16	13	9
児童養護施設	3 歳 未 満	0	0	0	0	0	0
	3 歳 ~ 就 学 前	16	14	12	10	7	4
	学 童 期 以 降	298	289	265	239	211	180
	計	314	303	277	249	218	184
里親	3 歳 未 満	11	12	14	16	18	20
	3 歳 ~ 就 学 前	12	15	18	19	22	25
	学 童 期 以 降	75	74	89	107	126	148
	計	98	101	121	142	166	193
ファミリーホーム	3 歳 未 満	0	0	0	0	0	0
	3 歳 ~ 就 学 前	6	5	5	5	5	5
	学 童 期 以 降	50	49	48	47	46	45
	計	56	54	53	52	51	50
合計	3 歳 未 満	27	26	26	25	25	24
	3 歳 ~ 就 学 前	44	43	42	41	40	39
	学 童 期 以 降	423	412	402	393	383	373
	計	494	481	470	459	448	436

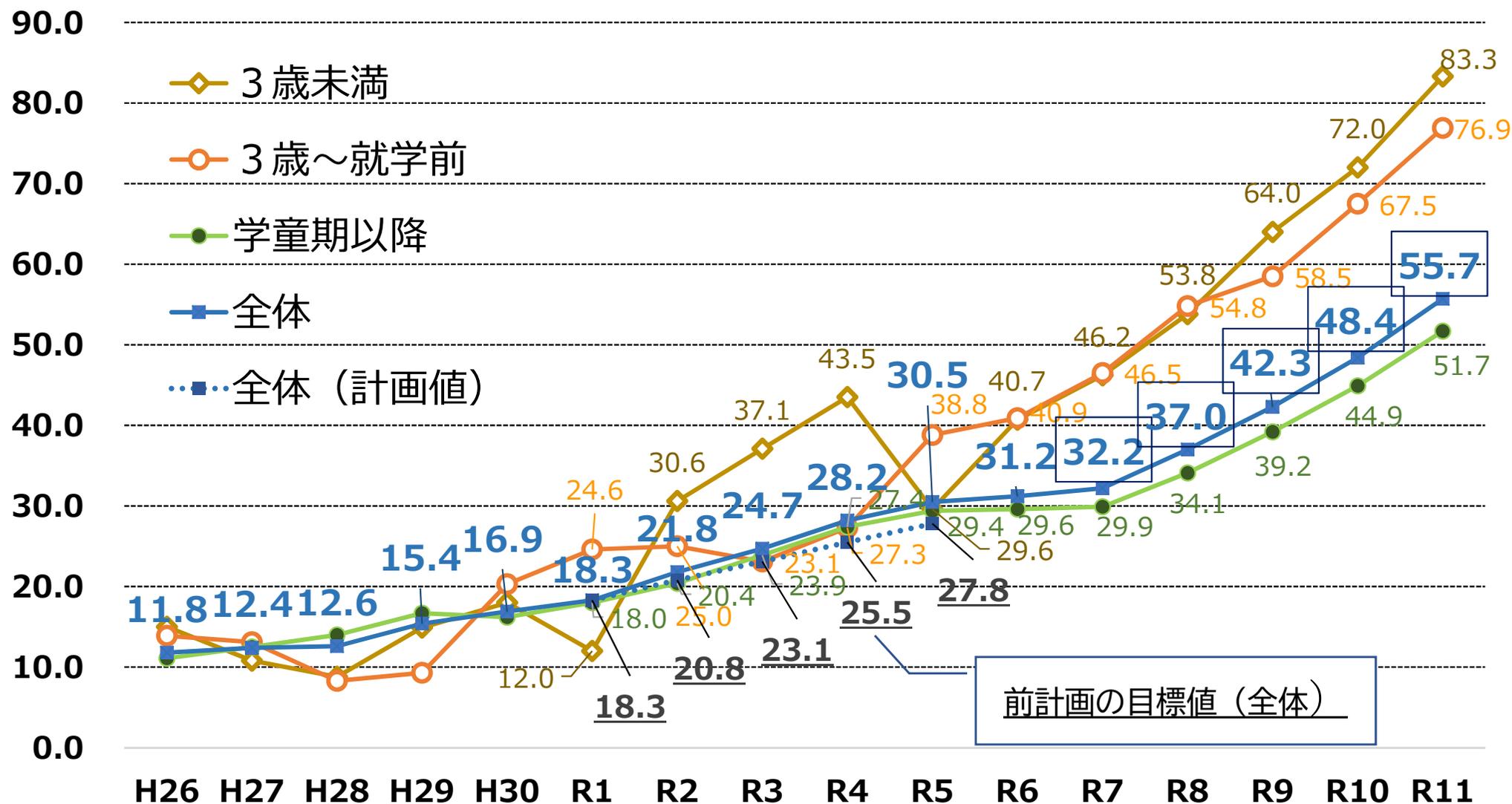
計画の内容

《里親等委託率の推移》

(単位：人)

前計画期間

新計画期間 (目標値)



前計画の目標値 (全体)

*R6の数値は年度末の見込み

推進項目Ⅲ 当事者であるこどもの権利擁護

- 策定項目② 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
策定項目⑥ 一時保護改革に向けた取組
策定項目⑩ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組【再掲】



項目	主な内容	地域資源の整備方針
②	<ul style="list-style-type: none">施設入所等の決定や措置中の処遇に係るこどもの権利擁護を図るため、意見表明等支援事業の導入などこどもの意見を反映する仕組みを構築します。	≪意見表明等支援を利用可能なこども数/割合≫ 未実施（R6）→ 436人/100%（R11） ☞R7～児童養護施設等・ファミリーホームで先行実施 R8～順次、乳児院や里親家庭へ拡大
⑥	<ul style="list-style-type: none">家庭養育優先原則を踏まえ、里親家庭等をはじめ、できる限り良好な家庭的環境を備えた一時保護専用施設への委託一時保護を推進します。一時保護所の質の向上を図るため、第三者評価の実施や職員の研修に取り組みます。	≪一時保護所委託先の確保数≫ 里親：79世帯（R6）→ 114世帯（R11） 専用：3施設（R6）→ 6施設（R11） ≪一時保護所の第三者評価の実施回数≫ 未実施（R6）→ 3年に1回実施

【参考】次期社会的養育推進計画策定要領について

＜現行策定要領＞

- 国は、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、こどもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に、都道府県社会的養育推進計画の策定を求めた。（平成30年7月）
- 各都道府県が計画を策定するに当たって踏まえるべき基本的考え方や留意事項をまとめて策定要領として示したものの。
- 各都道府県は、令和11年度を終期とし「令和2～6年度」「令和7～11年度」の各期に区分して計画を策定。

【見直しの背景】

- 令和4年改正児童福祉法において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われた。
- また、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書（令和4年2月）においては、都道府県社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと等が指摘されているところ。
→これらを受けて既存の計画の見直しを行う必要がある。



＜主な見直しのポイント＞

計 画 期 間	●令和6年度に今期の期末を迎えるに当たり、次期計画は令和7～11年度の5年を1期として策定。
項 目	●令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえ体系を見直すとともに、現行の11項目を13項目とする。 ※「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」「障害児入所施設における支援」を新設。 ●家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方を中心に据えた構成に。
計 画 記 載 事 項	●現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にPDCAサイクルを運用する観点から、各項目ごとに、「現行計画の達成見込み・要因分析の内容等」の記載を求める。 ●「資源の必要量等の見込み」「現在の整備・取組状況等」「整備すべき見込量等」の記載を求める。 ●さらに、「整備すべき見込量等」について、「整備・取組方針等」（指定するものについては定量的な整備目標も設定）として具体的に記載することを求める。
評 価 の た め の 指 標	●現行の策定要領においては、評価のための指標は例示となっているところ、次期計画では、各項目ごとに統一的な「評価のための指標」を設定する。 ●各都道府県に、計画の進捗について、毎年度、当該指標等により自己点検・評価を求める。 ●国は、各都道府県の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、分析・評価して公表。